

## 男性育児休業取得促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 福山市内中小企業の、男性の育児参加促進を目的として、仕事と家庭の両立支援に繋げるために交付する、男性育児休業取得促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、補助金申請時に次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令350号）第1条第2項に規定された要件に該当する中小企業
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業
- (3) 男性育児休業を取得する者の代替人材として、人材派遣会社からの派遣等により人材を配置した事業者
- (4) ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度の認定を受けている事業者
- (5) 男性育児休業を取得する者を、ふくやま子育て応援センターの主催する子育て支援事業等に参加させた事業者

### (補助対象事業及び補助額等)

第3条 男性育児休業にかかる代替人材の賃金及び人材派遣会社等に支払う賃金、労災保険、雇用保険、厚生年金保険などの経費（消費税除く。）を補助対象事業とし、補助事業の対象経費2分の1以内（上限10万円）を補助額とする。

- 2 補助対象事業は、申請日に着手し、その年度末までに完了するものとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、本要綱施行日以前に男性育児休業を取得する者の代替人材として人材派遣会社からの派遣等により人材を配置した場合には制定日の翌日から2か月以内に、本要綱施行日以後に男性育児休業を取得する者の代替人材として人材派遣会社からの派遣等により人材を配置した場合には、

配置日の翌日から起算して2か月以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第10号）
- (4) 収支予算書に計上した経費に関する見積書の写し
- (5) 市税完納証明書
- (6) 支払相手方登録依頼書（福山市に提出済みの場合はこの限りでない。）
- (7) その他市長が必要とする書類

（補助金の交付回数）

第5条 同一企業に対する本補助金の交付は、同一年度につき1人1回を限度とする。

（審査）

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、書面による審査を行うものとする。

- 2 申請内容について、資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加等を求めることができるものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、審査の結果を踏まえ、申請者に対する補助金の交付又は不交付を決定する。

- 2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付の場合は補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めたときは、交付決定に関し条件を付することができる。

（事業計画変更等の申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に事業計画変更・休止・廃止・取下承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施事業の内容に変更があるとき
- (2) 実施事業を休止又は廃止するとき

- (3) 名称, 所在地, 代表者に変更があるとき
  - (4) 実施事業の予定時期または期間を変更しようとするとき
- 2 計画の変更により補助対象事業費が増額となった場合は, 当初決定額を上限とする。
- 3 市長は, 承認又は不承認の決定に基づき, 承認の場合は変更承認通知書(様式第6号)により, 不承認の場合は変更不承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実施報告書の提出)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は, 補助対象事業終了後, 30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる全ての書類を添付し, 市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第8号)
  - (2) 収支決算書(様式第9号)
  - (3) 領収書等の写し
  - (4) 第2条第5号に規定する子育て支援事業等(男性育児参加)証明書(様式第11号)
- 2 市長が必要と認めた場合, 前項に規定する書類に加え, 成果物の確認・提示を求めることができるものとする。

(補助金の交付額の確定)

第10条 市長は, 前条に規定する実施報告書の提出があったときは, 内容について審査を行い, 適当と認める場合は, 補助金交付額確定通知書(様式第12号)により, 補助金額及び交付条件を通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定による補助金交付額確定通知書の通知を受けた者は, 速やかに本補助金交付に関する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 市長は, 補助決定事業者に対し, 随時事業の遂行状況を求めることができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか, 補助金の交付等に関し, 必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）5月20日から施行し、2021年（令和3年）4月1日から適用する。